

緊急経済対策

住民税非課税世帯への臨時特別給付金 － 1世帯あたり10万円 －

住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付します。



対象 次のいずれかを満たす世帯

①住民税非課税世帯

世帯全員の令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※ただし、①②ともに次の世帯は除く

- 市町村民税均等割課税者に扶養されている方のみで構成される世帯
- 令和3年度住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯(住民税非課税世帯の対象であるが未申請の世帯を含む)

申込み 9月30日(金)までに、①は7月上旬に郵送する確認書を返送、②はご自身での申請が必要。

問合せ 福祉課 ☎35-3139

教育旅行誘致の促進(拡充)

－ 1人当たり1,000円のクーポン配布 －

教育旅行誘致を促進することで、市内の消費喚起を図ります。

市内外の小中学校や高等学校、特別支援学校などが実施する市内での宿泊を伴う修学旅行などで来高される学生などに対し、1人当たり1,000円のクーポンを配布します。



期間 ～11月30日(水)(予定)

クーポン取扱加盟店の登録 随時受付中

問合せ 観光課 ☎35-3145

保育園・小中学校の給食の食材費助成

コロナ禍の物価高騰による、保育園と学校給食の食材価格の上昇分を助成します。保護者の負担額に変更はありません。



※私立保育園・幼稚園は、県が助成(予定)

問合せ 学校給食センター ☎32-6218
子育て支援課 ☎35-3140

事業者の継続雇用を支援

雇用を継続する事業者への支援

市雇用調整支援事業補助金を9月まで延長します。

この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に労働者の休業などを行い、休業手当を支払った事業者が、国の雇用調整助成金を活用した際の事業者負担相当額を助成します(※)。

休業手当を受け取れなかった労働者への支援

市勤労者休業支援事業補助金を9月まで延長します。

この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により休業中の休業手当を受け取ることができなかった労働者が、国の休業支援金を活用した際の自己負担相当額を助成します(※)。

※国の「原則的な措置」の場合、労働者の賃金相当額または国の上限額のいずれか低い方と国の助成額の差額を助成

※国の「地域特例」「業況特例」の場合、労働者の賃金相当額と国の助成額の差額を全額助成

申込み 申請書に国の決定通知書などを添付し窓口

問合せ 雇用・産業創出課 ☎35-3182



原油価格・物価高騰などの影響を受けている 事業者への利子補給制度 － 3年間の利子を全額補給 －

原油価格や物価高騰の影響を受けている事業者の資金繰りの円滑化を図るため、県制度融資に対する利子補給を実施します。

対象 次の制度を利用する市内に事業所がある中小事業者

●融資制度 県制度融資「原油価格・物価高騰等対策資金」(令和5年3月31日までの実行分)

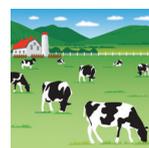
●融資限度額 運転資金4,000万円 設備資金2億円

支援内容 融資実行日から3年間に支払われた利子を全額補給(保証料は県が全額補給)

問合せ 商工振興課 ☎35-3144

家畜飼料(粗飼料)の購入助成

家畜飼料(乾牧草などの粗飼料)価格の高騰により影響を受ける畜産農家に対し、購入した経費の一部を助成します。



問合せ 畜産課 ☎35-3142